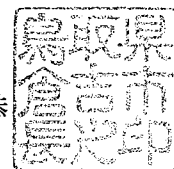


倉吉市公告第23号

公募により倉吉市庁内無線LAN整備業務の委託者を選定するに当たり、その手続きを別紙「庁内無線LAN整備業務に係る企画提案実施要領」のとおり定めたので公告する。

令和7年6月25日

倉吉市長 広田 一恭



倉吉市 庁内無線LAN整備業務に係る
企画提案（プロポーザル）実施要領

令和7年6月25日

倉吉市 情報政策課

1 目 的

本実施要領は、庁内無線 LAN 整備業務に係る契約の相手方（一者）を企画提案（プロポーザル）方式により選定するための必要な事項を定めたものである。

2 概要・契約の条件

契約の条件等は以下のとおりとする。

件 名 庁内無線 LAN 整備業務

業務内容 無線 LAN ネットワークの設計及び機器更新

履行期間 契約の日から令和 7 年 12 月 26 日までを導入期間とする。

提案上限額 10,615 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく提案内容の規模を示すためのものであり、この金額を超えて提案しないように留意すること。

また、無線 LAN でのネットワーク稼働までの準備及び稼働後の年度末（令和 8 年 3 月末日）までの運用費用の総額を対象とする。

3 企画提案実施スケジュール

No.	項 目	期間又は期限
1	公告	令和 7 年 6 月 25 日（水）
2	設置場所現地調査申込締切り	令和 7 年 6 月 30 日（月）17 時 00 分まで
3	参加表明書提出締切り	令和 7 年 7 月 2 日（水）17 時 00 分まで
4	設置場所事前確認期間	令和 7 年 7 月 2 日（水）～ 7 日（月）
5	質問書提出締切り	令和 7 年 7 月 8 日（火）17 時 00 分まで
6	質問書回答期限	令和 7 年 7 月 11 日（金）
7	企画提案書提出締切り	令和 7 年 7 月 16 日（水）17 時 00 分まで
8	プレゼンテーション実施	令和 7 年 7 月 22 日（火）
9	最優秀提案者決定・通知	令和 7 年 7 月 25 日（金）
10	契約締結	令和 7 年 7 月 31 日（木）

4 無線 LAN 整備業務の対象となる施設

本庁舎、第 2 庁舎、北庁舎、関金支所、倉吉交流プラザ、学校給食センター、子育て総合支援センター、西郷保育園、灘手保育園、社保育園、北谷保育園、高城保育園、小鴨保育園、上小鴨保育園、関金保育園

5 企画提案参加者の条件（応募資格等）

企画提案に当たっては、参加者は、以下の内容を満たしていることを条件とする。

- (1) 国又は地方公共団体から指名停止措置等の行政処分がなされていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (5) 参加申込書等の提出日から契約締結時までのいずれの日においても、倉吉市入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 倉吉市暴力団等排除条例（平成 24 年条例第 6 号）に規定する暴力団等でないこと。
- (8) 本業務の実施に当たり、本市との連絡調整・打合せ等が適切に対処できる者であること。
- (9) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (10) 倉吉市と同規模又はそれ以上の規模の自治体にネットワーク構築の導入実績があること。
- (11) 倉吉市と同規模又はそれ以上の規模の自治体に導入実績のあるネットワーク設計者が配置できること。
- (12) 稼働（引渡し）後、ネットワーク障害が発生した場合に対応ができる技術者を自社内に有していること。

6 設置場所の事前確認（下見）

既存の無線 LAN に関する機器設置位置、LAN 配線の確認を希望する場合は、下記の期間までにメールで申請することで現地の下見を行うことができます。

申込期間	令和 7 年 6 月 3 0 日（月）午後 5 時 0 0 分まで（期間内必着）
現地確認期間	令和 7 年 7 月 2 日（水）～ 7 日（月）
提出先	倉吉市役所 総務部 情報政策課 電子メール densan@city.kurayoshi.lg.jp
メール内容	件名：無線 LAN 整備下見希望 メール本文に連絡先（会社名、担当者名、電話番号、メールアドレス）を記述してください。
回答	電話もしくはメールにて下見日程を回答いたします。

7 参加表明書の提出

企画提案に参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。

提出書類	様式 1「参加表明書」
提出期限	令和 7 年 7 月 2 日（水） 午後 5 時 0 0 分
提出場所	倉吉市役所 総務部 情報政策課 （第 2 庁舎 3 階） 〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町 2 丁目 2 5 3 番地 1 電子メール densan@city.kurayoshi.lg.jp
提出方法	電子メール、直接持参又は郵送（郵送の場合は期限内必着） ※電子メールの場合は押印されたものを PDF 形式で送ってください。
日程決定	事業者に対してプレゼンテーションの実施日程は 7 月 1 7 日に個別に通知する。

8 質疑応答

本企画提案の内容に関する質疑の方法は、電子メールのみとする。

提出書類	様式 2「質問書」
提出期限	令和 7 年 7 月 8 日（火） 午後 5 時 0 0 分まで（期間内必着）
提出先	倉吉市役所 総務部 情報政策課 電子メール densan@city.kurayoshi.lg.jp
回答期限	令和 7 年 7 月 1 1 日（金）
回答方法	質問者及び全参加表明者に電子メールにて通知する。

9 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出に当たっては本実施要領及び仕様書等を熟読の上作成したものを提出すること。また、下記について電子データが保存されている CD-ROM（もしくは DVD-ROM）を 1 部提出すること。なお電子データは Word、Excel、PowerPoint、PDF のいずれかの形式とする。

(1) 提出書類

① 企画提案書

- ◆ 記載事項は、別表 1「企画提案記載事項」の項目及び順番に基づくこと。
- ◆ 別表 1 に該当ページを記載し、併せて提出すること。
- ◆ 記載する内容が本調達範囲外の場合は、誤解を生じさせないようその旨を明記すること。

② 見積書

- ◆ 本業務の見積書（導入機器 5 年分の保守費もしくは予備機を含むこと）
- ◆ 次年度の運用保守の見積書（令和 8 年度の 1 年分）
令和 9 年度以降はこの見積書から機器や保守範囲が増加しない限り、大幅に増加しないこと。
- ◆ ライセンス更新等が必要な機種を選定する場合には、本業務の見積書に 5 年間分の費用を含めること

(2) 提出部数等

- ◆ 部数は 6 部提出すること。（ホチキス止め、簡易製本どちらでもよい。）
- ◆ 用紙の規格は、A4 サイズ（両面可・縦横は任意）での作成とするが、図面など印刷時文字や図などが見づらくなる場合は A3 サイズの一部利用も可とする。
- ◆ 提出書類の電子データが保存されている CD-ROM（DVD-ROM）を 1 部提出すること。

(3) 提出期限 令和 7 年 7 月 1 6 日（水）午後 5 時 0 0 分

(4) 提出場所 倉吉市役所 総務部 情報政策課（第 2 庁舎）
〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町 2 丁目 2 5 3 番地 1

(5) 提出方法 直接持参又は郵送（郵送の場合は期限内必着）

1 0 プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションは提出した企画提案書に基づき説明を行うこと。

参加者が多い場合は、別途日程調整をおこなう。

ヒアリング審査時には説明用の簡易的な資料を配布してもよい。

なお、プロジェクター（HDMI 端子）やスクリーン等を使用する場合は、市役所が準備する。

実 施 日 令和 7 年 7 月 2 2 日（火）

実施時間 実施時間は参加表明者へ個別に連絡を行う。

会 場 倉吉市役所 第 2 庁舎 3 階（変更の場合あり。）
場所は参加者に別途連絡します。

実施内容 ● プレゼンテーションの持ち時間は、1 者につき準備 5 分、説明 2 0 分以内、質疑応答 1 0 分以内、合計 3 5 分間を目安とする。
● プレゼンテーションの参加人数は 3 名までとする。
● リモートでの参加は認めない。
● プレゼンテーション、企画提案書の内容及び見積書を踏まえた上で審査会で評価し、最優秀提案者を選定する。

1 1 受託者選定結果・公表

企画提案書、ヒアリング審査等の評価を基に、本業務の内容に最も適すると認められる者を選定する。

選定結果は各企画提案者へ通知するものとする。

通知・公表日 令和 7 年 7 月 2 5 日（金）

- 最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。
- 最優秀提案者との契約交渉が不調のときは、次に評価の高かった事業者との交渉を行う。
- 審査内容に対する問合せには、応じないものとする。
- 審査結果については、全ての提案事業者に文書により通知し、本市ホームページにおいて公表する。

1 2 その他

その他、留意事項は、以下のとおりとする。

- 企画提案に要する経費は、企画提案者が負担する。
- 提出された各資料については、返却しない。
- 提出された各資料については、特別な事情がない限り、再提出は認めない。
- 提案書の著作権は、企画提案書提出者に帰属する。ただし、倉吉市が企画提案の報告等のために必要な場合には、提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- 倉吉市に提出された書類等は、審査及び説明の目的に、倉吉市がその写しを作成し、使用することができるものとする。
- 「参加表明書」提出後、参加を取りやめる場合には「企画提案書」の提出期限までに様式 3「参加辞退届」を提出すること。
- 提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。

1 3 担当窓口

倉吉市総務部情報政策課 林原

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町 2 丁目 2 5 3 - 1

電 話 0858-22-8150

電子メール densan@city.kurayoshi.lg.jp

<添付書類>

倉吉市庁内無線 LAN 整備業務仕様書

【様式 1】参加表明書

【様式 2】質問書

※ 倉吉市に対して質問がある場合のみ使用

【様式 3】参加辞退届

※ 参加表明書（様式 1）提出者後に参加を辞退する場合のみ使用

【別表 1】企画提案書記載事項

※以下の資料 1、資料 2 は、参加表明書の提出または設置場所事前確認申込みをした者に対してのみ送付します。

【資料 1】倉吉市本庁舎(既存無線 AP)

【資料 2】倉吉市第 2 庁舎(既存無線 AP)

1 4 評価項目

No.	項 目	評価内容	ウエイト
1	業務実績	類似業務実績 同規模以上の無線ネットワーク構築の経験があるか	5
		これまでの実績で自治体への導入事例はあるか	
2	業務遂行能力	本業務を進めるに当たり体制や専門知識をもった人員が配置されているか	10
		本業務を期限内に完了させるためにスケジュールが詳細に示されているか	
3	企画提案	無線 A P が希望接続台数に対して問題なく対応した機器の選定や配置がされているか	65
		本業務の目的・課題を理解し、課題解決に向けた提案内容となっているか	
		自治体業務を行う上で安定性・安全性に対する提案が示されているか	
		無線 LAN 利用パソコンの接続台数が増えた場合、拡張性をもった構成がなされているか	
		導入機器の管理、監視に対する提案があるか	
		構築後のサポート体制及び障害時の対応内容が示されているか	
		その他仕様以外のアピールポイント	
4	見積	価格提示 初年度導入価格および導入機器に対する 5 年分の保守費（提案上限額内であること） 次年度以降の運用サポート費用（提案上限額には含まれない）	20